

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立女性教育会館利用規則第17条第1項（以下「会館規則」という。）に基づき、独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(開室日及び開室時間)

第2条 センターは、次の各号に掲げる日は、開室しない。

- 一 12月28日から翌年の1月3日までの日
 - 二 国立女性教育会館（以下「会館」という。）の休館日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 センターの開室時間は9時から17時までとする。
- 3 理事長は、特に必要と認める場合は、開室時間を変更し、又は開室しないことができる。

(センター内閲覧)

第3条 センター備え付けの図書、雑誌等の資料（以下「資料」という。）の閲覧は、センター内で行うこととする。

(会館内貸出)

第4条 利用者は、資料を会館内で利用するため、所定の手続きを経た上で会館内貸出を受けることができる。ただし、次の各号に掲げる資料を除く。

- 一 貴重図書
 - 二 事典、辞書等の参考図書
 - 三 その他特に指定する資料
- 2 貸出期間は、日帰り利用者は当日限りとし、宿泊利用者は宿泊の期間内とする。
- 3 同時に貸出すことのできる資料は10点以内とする。
- 4 貸出資料は、貸出期間中にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、返却を求めることができる。

(会館外貸出)

第5条 個人利用者及び次の各号に掲げる機関・組織等（以下、「利用機関」という。）は資料の会館外貸出を受けることができる。

- 一 女性関連施設
 - 二 大学図書館、公共図書館、その他各種図書館
 - 三 男女共同参画に係る行政機関等
 - 四 その他理事長が認める機関・組織等
- 2 前1項の規定にかかわらず、次の各号に定める資料は館外貸出を行わない。
- 一 貴重図書
 - 二 事典、辞書等の参考図書
 - 三 その他特に指定する資料

- 3 個人利用者に対する貸出期間は3週間とし、同時に貸し出すことのできる資料は10冊以内とする。
- 4 会館職員が業務上必要とする場合には、前項の規定にかかわらず、貸出期間を3か月とすることができます。
- 5 利用機関に対する貸出期間は3週間とし、同時に貸し出すことのできる資料は5冊以内とする。
- 6 貸出資料は、貸出期間中にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、返却を求めることができる。

(パッケージ貸出)

第6条 前条に掲げる利用機関に対し利用機関からの申請に基づき、前条に定める貸出期間、貸出冊数を超えた貸出を行うことができる。

- 2 貸し出すことのできる資料は一般図書とする。
- 3 貸出期間は1年を超えないものとする。

(弁償の責任)

第7条 閲覧中若しくは貸出中に故意若しくは重大な過失により資料を亡失し、滅失し、破損し、又は汚損した者は、指定の資料を代納し、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(利用料金、乳幼児の同伴、生徒の利用等)

第8条 会館規則第2条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、センターの利用は無料とし、事前の問い合わせ及び申込書提出は必要としない。

- 2 センターにおいては、業務に支障のない限り、就学前の乳幼児を同伴しての利用を行うことができる。
- 3 中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校高等課程の生徒等は、保護者、教員等の成人の引率なしに、センターを利用することができる。

(女性アーカイブセンターの設置)

第9条 センターに、男女共同参画に関する理解の促進を図り、学習・研究支援を行うため、女性の歴史の記録を次代に伝えるための資料を収集・提供することを目的とした女性アーカイブセンター（以下「アーカイブセンター」という。）を設ける。

- 2 アーカイブセンターの利用については別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。ただし第2条第1項第1号及び第2号の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間における第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「休館日（前号に掲げる日を除く。）」とあるのは、「休館日」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。